

宮 城 県 公 報

令和 7 年 8 月 26 日（火）
定期第 626 号

目 次

告示

- 宮城県議会定例会の招集（財政課）
- 生活保護法による施術者の指定（社会福祉課）
- 農用地利用集積等促進計画の認可（農業振興課）
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）（水産林政総務課）
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可（都市計画課）
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出（東部地方振興事務所）

教育委員会

- 教育委員会定例会の開催（教育庁総務課）

宮城海区漁業調整委員会

- 秋さけ固定式刺し網漁業の制限（宮城海区漁業調整委員会事務局）

宮城県告示第529号

令和7年9月3日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。

令和7年8月26日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県告示第530号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和 7 年 8 月 26 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
菅原 圭介	大迫訪問マッサージ	大崎市古川十日町 3－21	令和 7 年 4 月 4 日

宮城県告示第531号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 7 年 8 月 26 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要
別冊のとおり
- 2 認可年月日
令和 7 年 8 月 26 日

宮城県告示第532号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号。以下「法」という。）第 125 条の 6 第 3 項において準用する法第 105 条の 2 第 3 項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第 125 条の 6 第 1 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 7 年 8 月 26 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 163 加入区
区 分	平成 19 年宮城県告示第 318 号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の表浜支所の地区のうち小湊浜の区域
同意成立の届出年月日	令和 7 年 8 月 7 日
発起人の住所及び氏名	石巻市渡波字黄金浜 124 番地 14 木村 隆之 石巻市伊原津 2 丁目 5 番地 14 号 石森 昌洋
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 18 条の 4 に規定する特定かき養殖業
区域内特定養殖業者数	21 人

宮城県告示第533号

土地区画整理法（昭和29年法律第109号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

令和7年8月26日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 組合の名称
名取市飯野坂東部土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名取市増田二丁目2番20号
- 3 設立認可の年月日
令和3年3月10日
- 4 変更認可の年月日
令和7年8月19日

宮城県告示第 534 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第18項の規定により、登米吉田土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和 7 年 8 月 26 日

宮城県東部地方振興事務所
所長 武 田 健 久

1 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役 職
令和 7 年 8 月 8 日	加 藤 惣 吉	登米市登米町大字日根牛峯畑 138 番地	理 事
令和 7 年 8 月 8 日	新 田 一 久	登米市米山町字善王寺森ノ腰 108 番地	理 事
令和 7 年 8 月 8 日	浅 井 啓 基	登米市米山町字地藏川50番地	理 事
令和 7 年 8 月 8 日	後 藤 則 彦	登米市登米町小島木戸崎45番地	理 事
令和 7 年 8 月 8 日	櫻 井 利 光	登米市米山町字桜岡山下92番地	理 事
令和 7 年 8 月 8 日	及 川 保 幸	登米市登米町寺池上町29番地	理 事
令和 7 年 8 月 8 日	工 藤 敏 光	登米市登米町小島上大谷地80番地 1	理 事
令和 7 年 8 月 8 日	浅 田 浩 明	登米市米山町字桜岡鈴根27番地	理 事

2 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役 職
令和 7 年 8 月 7 日	加 藤 惣 吉	登米市登米町大字日根牛峯畑 138 番地	理 事
令和 7 年 8 月 7 日	島 陰 輝 夫	登米市米山町字桜岡大又 289 番地 6	理 事
令和 7 年 8 月 7 日	新 田 一 久	登米市米山町字善王寺森ノ腰 108 番地	理 事
令和 7 年 8 月 7 日	佐 藤 善 見	登米市米山町字桜岡畑崎 7 番地 5	理 事
令和 7 年 8 月 7 日	浅 井 啓 基	登米市米山町字地藏川50番地	理 事
令和 7 年 8 月 7 日	高 橋 金 也	登米市登米町寺池洪江46番地	理 事
令和 7 年 8 月 7 日	渡 辺 幸 之	登米市登米町寺池鉄砲町73番地	理 事
令和 7 年 8 月 7 日	後 藤 則 彦	登米市登米町小島木戸崎45番地	理 事
令和 7 年 8 月 7 日	櫻 井 利 光	登米市米山町字桜岡山下92番地	理 事
令和 7 年 8 月 7 日	及 川 保 幸	登米市登米町寺池上町29番地	理 事

宮城県教育委員会告示第11号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和7年8月26日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤 靖彦

1 日 時 令和7年9月1日 午後1時30分

2 場 所 教育委員会会議室

3 事 件

第1号議案 教育功績者表彰について

第2号議案 職員の人事について

第3号議案 学校教職員人事異動等方針の改正について

第4号議案 idealスクールにおける入試制度について

第5号議案 宮城県産業教育審議会委員の人事について

第6号議案 県立学校条例施行規則の一部改正について

4 傍聴者の定員

12人

5 傍聴手続

（1） 傍聴希望の受付は、会議開会30分前から10分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

（2） 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

6 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県教育庁総務課総務班（電話022—211—3611）

宮城海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）において、10トン未満の漁船を使用して行う秋さけ固定式刺し網漁業（以下「さけ固定式刺し網漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

令和7年8月26日

宮城海区漁業調整委員会
会 長 尾 定 誠

1 制限期間

令和7年9月1日から令和8年1月31日まで

2 操業区域

気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域

3 漁業時期

令和7年9月25日から同年11月20日まで。ただし、宮城海区漁業調整委員会指示によるさけ採捕の制限による期間を除く。

4 操業の承認

規制区域においてさけ固定式刺し網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙秋さけ固定式刺し網漁業承認事務取扱要領の定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

5 承認隻数

承認の隻数の上限は、110隻とする。

6 承認の対象者

承認の対象者は、漁業法その他関連法令に抵触しない者であって、漁業調整上特に支障がなく、かつ、さけの特性を認識し、さけ増殖事業に協力する次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）令和6年度において、さけ固定式刺し網漁業の承認を受けた者。

（2）令和7年度から新規に着業し、承認を受けようとする者。ただし、承認に係る隻数は5で定める承認隻数から前号の対象者の承認数を除いた数以内とする。

7 操業の条件

（1）操業の承認を受けた者（以下「操業者」という）は、操業する際、委員会が交付する秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。

（2）操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。

（3）敷設できる漁具の総延長は、3キロメートル以内とし、2張を超えて敷設してはならない。

（4）漁具を2張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。

（5）漁具の敷設開始時間は午前4時以降とし、揚網開始時間は同日午前8時（南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあっては、同日午前9時）とする。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合を除く。

（6）漁具の敷設回数は、1日1回とする。

（7）漁具は、東方向（真方位90度）に敷設しなければならない。

（8）漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。

（9）漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。

（10）漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（令和2年宮城県規則第103号）第60条第1項に規定する標識をしなければならない。

（11）さけ固定式刺し網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船

を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。

(12) 漁業時期終了後は、1 か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

8 承認の取り消し

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(別紙)

秋さけ固定式刺し網漁業承認事務取扱要領

(操業の承認申請)

第1 秋さけ固定式刺し網漁業の制限（令和7年宮城海区漁業調整委員会指示第1号。） 4の承認を受けようとする者は、秋さけ固定式刺し網漁業操業承認申請書（様式第1号。以下「承認申請書」という。）を宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県水産林政部水産業振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 承認申請書の受理期間は、委員会指示の翌日から令和7年9月3日までとする。

3 承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 漁船原簿謄本

(2) 年間事業計画書（様式第2号）

(3) 委員会指示6の(2)に該当する場合は、申請調書（様式第3号）

(4) 所属漁業協同組合支所運営委員長又は代表理事組合長の副申書

(5) 親子間での借用及び宮城県共同利用漁船復旧対策事業により建造した漁船で申請する場合は船舶使用承諾書（様式第4号）

(6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

4 承認申請書は、申請者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、秋さけ固定式刺し網漁業操業承認申請一覧表（様式第5号）を添えて、提出するものとする。

(操業承認証の交付)

第2 委員会は、操業の承認をしたときは、申請者の所在地を管轄する地方振興事務所（以下「地方振興事務所」という。）を通じ、漁船（漁ろう装置、漁網を含む。）を確認の上、秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証（様式第6号。以下「承認証」という。）を申請者に交付する。

場 所	住 所
宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩竈市新浜町1丁目9番1号 電話 022-366-1231
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市あゆみ野5丁目7番地 宮城県石巻合同庁舎 電話 0225-95-1473
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市赤岩杉ノ沢47番地6 宮城県気仙沼合同庁舎 電話 0226-22-6851

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所に連絡の上、その指示を受けなければならない。

(承認証の書換交付)

第3 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証書換交付申請書（様式第7号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

2 前項の申請は、第1の3の規定を準用する。

(承認証の再交付)

第4 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証再交付申請書(様式第8号)を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

(船体の標識)

第5 委員会指示7の2の別に定める標識は、様式第9号とする。

(漁獲成績報告書)

第6 委員会指示7の12の漁獲成績報告書は、様式第10号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類(水揚げ仕切書等の写し)を添付するものとする。

(承認申請書等の経由)

第7 第1、第3、第4及び第6の規定による申請又は報告は、地方振興事務所を経由して行うものとする。

(様式第 1 号)

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏 名

秋さけ固定式刺し網漁業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 漁業時期 令和 7 年 9 月 2 5 日から同年 1 1 月 2 0 日まで
- 2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北における、水深 1 4 0 メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。
- 3 使用船舶
 - (1) 船 名 丸
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総 ト ン 数 トン
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 4 漁具の規模

k m	×	張り	=	k m
k m	×	張り	=	k m
合計			張り	k m
- 5 申請理由

(A 4 縦)

(様式第2号)

年 間 事 業 計 画 書

船 名 丸 氏 名

漁業種類 区 分		漁業	漁業	漁業	合 計
漁 獲 物 の 種 類					
操 業 期 間					
操 業 日 数 (日)					
航 海 数(回)					
漁獲予想数量 (k g)					
漁獲予想金額 (円)					
乗 組 員(人)					
所 要 経 費 (円)	人 件 費				
	燃 料 費				
	費				
	費				
	合 計				

(A 4 縦)

(様式第3号)

申 請 調 書

住 所				
氏 名				
生年月日		年 齢	歳	
漁業形態	1 : 漁船漁業専業 2 : 養殖との兼業 3 : 養殖専業 4 : 漁業以外との兼業 ※該当する番号に○印をお願いします。			
漁業従事年数				
使 用 漁 船	船 名		漁船登録 番 号	MG -
	推進機関の種類 及び 馬 力 数	(kW・PS)	総トン数	トン
年間操業実績				
NO	漁業種類	操 業 期 間 (○月○旬～○月○旬)	水揚数量 (k g)	水揚金額 (千円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
合 計				
※前年度（4月から翌年3月まで）における年間操業実績を記入願います。				

上記のとおり相違ないことを証します。

令和 年 月 日

漁業協同組合 代表理事組合長（支所運営委員長） 印
(A4 縦)

(様式第 4 号)

船舶使用承諾書

年 月 日

(漁船使用者)

住 所

氏 名

殿

(漁船所有者)

住 所

氏 名

秋さけ固定式刺し網漁業の操業について、下記のとおり漁船の使用を承諾します。

なお、この承諾によって、私が貴殿に代わり宮城海区漁業調整委員会の秋さけ固定式刺し網漁業の操業の承認を受けるものではありません。

記

- 1 承諾期間
- 2 船名及び漁船登録番号
- 3 総トン数
- 4 推進機関の種類及び馬力数

(A 4 縦)

(様式第 5 号)

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認申請一覧表

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合 代表理事組合長（支所運営委員長）

一連 番号	船 名	漁船登録 番 号	総トン数	推進機関の種類 及 び 馬 力 数	申 請 者		前 年 度 承認証番号	前年度水揚 実績の有無
					住 所	氏 名		

(A4 横)

(様式第 6 号)

(表)

宮さけ第		号○
秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証		
住 所		
氏 名		
1 漁業時期	令和 7 年 9 月 2 5 日 から 令和 7 年 1 1 月 2 0 日 まで	
2 操業区域	気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濤波岐崎 正東の線以北における、水深 1 4 0 メートル以浅の水域。 ただし、共同漁業権区域を除く。	
3 使用する船舶		
(1) 船 名	丸	
(2) 漁船登録番号		
(3) 総 ト ン 数	トン	
(4) 推進機関の種類及び馬力数		
4 操業の条件	裏面記載のとおり	
年 月 日		
宮城海区漁業調整委員会		
会 長		印

(A4縦)

操 業 の 条 件 (委員会指示第 7)

- 1 操業の承認を受けた者（以下「操業者」という。）は、操業する際、委員会が交付する秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。
- 2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
- 3 敷設できる漁具の総延長は、3 キロメートル以内とし、2 張を超えて敷設してはならない。
- 4 漁具を 2 張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。
- 5 漁具の敷設開始時間は午前 4 時以降とし、揚網開始時間は同日午前 8 時（南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあっては、同日午前 9 時）とする。ただし、水深 1 2 5 メートル以浅に敷設する場合を除く。
- 6 漁具の敷設回数は、1 日 1 回とする。
- 7 漁具は、東方向（真方位 9 0 度）に敷設しなければならない。
- 8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深 1 2 5 メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。
- 9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。
- 1 0 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（令和 2 年宮城県規則第 1 0 3 号）第 6 0 条第 1 項に規定する標識をしなければならない。
- 1 1 さけ固定式刺し網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。
- 1 2 漁業時期終了後は、1 か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

承 認 の 取 り 消 し (委員会指示第 8)

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(様式第 7 号)

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証書換交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したいので、書換交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ第 号
- 2 船 名 丸
- 3 書換する事項

項 目	書 換 前	書 換 後

- 4 書換を必要とする理由

(A 4 縦)

(様式第 8 号)

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証を滅失（き損）したので、再交付を申請
します。

記

- | | | |
|-------------|------|---|
| 1 承認番号 | 宮さけ第 | 号 |
| 2 船 名 | | 丸 |
| 3 滅失（き損）の理由 | | |

(A 4 縦)

(様式第 9 号)

宮さけ第	号○
------	----

- 1 文字及び数字（承認証番号）の大きさは 8 センチメートル以上とし、太さは 1.5 センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字（承認証番号）及び枠は、朱色とすること。
- 3 ○印には、所属漁協（宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所）の頭文字を記入すること。

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

提出年月日： 年 月 日

所属漁協名		承認証番号	宮さけ第 号
氏 名		船 名	
乗組員数	人	総トン数	
刺網の 規 模	目 合： 寸 分 (cm) 総延長： m・使用反数： 反	漁船登録番号	MG ー
		推 進 機 関	電気点火・ジーゼル (○印をする)

年 月分

日	漁場 番号	水深 (m)	尾 数 (尾)			数 量 (kg)	金 額 (千円) ※税抜き	敷 設 時 間	揚 網 時 間	備 考 (漁模様、海況等を記入)
			オス	メス	合計					
1								:	:	
2								:	:	
3								:	:	
4								:	:	
5								:	:	
6								:	:	
7								:	:	
8								:	:	
9								:	:	
10								:	:	
旬計										
11								:	:	
12								:	:	
13								:	:	
14								:	:	
15								:	:	
16								:	:	
17								:	:	
18								:	:	
19								:	:	
20								:	:	
旬計										
21								:	:	
22								:	:	
23								:	:	
24								:	:	
25								:	:	
26								:	:	
27								:	:	
28								:	:	
29								:	:	
30								:	:	
31								:	:	
旬計										
合計										

【秋さけ固定式刺し網漁業に要した所要経費】

経 費 (千円)					経 費 合 計 (千円)
漁具費	燃料費	人件費	その他 ()	()	

※経費欄には、操業期間中に要した経費を記入する。

宮城県地先海面における「秋さけ固定式さし網漁業」操業区域

